（臨港地区設定の公告等）

第四条　（略）

２・３　（略）

４　港湾管理者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める書類を国土交通大臣に提出するものとする。

一　法第三十九条第一項の規定により臨港地区において分区を指定したとき　当該分区の概要を記載した書類

二　法第四十条第一項（法第五十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による条例を定めたとき　当該条例の規定を記載した書類

三　法第五十条の五第一項の規定により脱炭素化推進地区を定めたとき　当該脱炭素化推進地区の概要を記載した書類

（聴聞の方法の特例）

第九条　港湾管理者は、法第四十条の二第一項（法第五十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、あらかじめ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

（特定港湾情報提供施設協定の公告等）

第十二条の五　法第四十五条の四第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一～四　（略）

（報告）

第十三条　法第四十八条第一項の規定による報告は、事業年度ごとに当該事業年度終了後五月以内に公表するものとする。

２　（略）

（法第四十八条の三第一項の国土交通省令で定める申請等及びその様式）

第十五条　法第四十八条の三第一項の国土交通省令で定める申請等は、入港届及び出港届とする。

２　（略）

（電子情報処理組織を使用してする申請等及び処分通知等）

第十五条の二　法第四十八条の四第一項第一号の国土交通省令で定める港湾管理者に対して行われる通知（第十五条の四並びに第十五条の五第一項及び第三項において「申請等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

一～十四　（略）

２　法第四十八条の四第一項第一号の国土交通省令で定める港湾管理者が行う通知（第十五条の四並びに第十五条の五第二項及び第三項において「処分通知等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

一～十四　（略）

（法第四十八条の四第一項第二号の国土交通省令で定める情報）

第十五条の二の二　法第四十八条の四第一項第二号の国土交通省令で定める情報は、次の各号に掲げるものとする。

一・二　（略）

（臨港地区設定の公告等）

第四条　（略）

２・３　（略）

４　港湾管理者は、法第三十九条第一項の規定により臨港地区において分区を指定したときは当該分区の概要を記載した書類を、法第四十条第一項の規定による条例を定めたときは当該条例の規定を記載した書類を国土交通大臣に提出するものとする。

（新設）

（新設）

（聴聞の方法の特例）

第九条　港湾管理者は、法第四十条の二第一項の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、あらかじめ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

（特定港湾情報提供施設協定の公告等）

第十二条の五　法第四十五条の五第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一～四　（略）

（報告）

第十三条　法第四十九条第一項の規定による報告は、事業年度ごとに当該事業年度終了後五月以内に公表するものとする。

２　（略）

（法第五十条第一項の国土交通省令で定める申請等及びその様式）

第十五条　法第五十条第一項の国土交通省令で定める申請等は、入港届及び出港届とする。

２　（略）

（電子情報処理組織を使用してする申請等及び処分通知等）

第十五条の二　法第五十条の二第一項第一号の国土交通省令で定める港湾管理者に対して行われる通知（第十五条の四並びに第十五条の五第一項及び第三項において「申請等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

一～十四　（略）

２　法第五十条の二第一項第一号の国土交通省令で定める港湾管理者が行う通知（第十五条の四並びに第十五条の五第二項及び第三項において「処分通知等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

一～十四　（略）

（法第五十条の二第一項第二号の国土交通省令で定める情報）

第十五条の二の二　法第五十条の二第一項第二号の国土交通省令で定める情報は、次の各号に掲げるものとする。

一・二　（略）